突然の高額医療費請求に対するあなたの権利保護

Your Rights and Protections Against Surprise Medical Bills (Japanese)

救急治療を受けたり、提携病院や外来手術センターで提携外の医療提供者による治療を受けたりする場合でも、あなたは差額請求を受けません。また、このような場合、プランの自己負担額、共同保険、免責額を超える請求がなされることはありません。

「差額請求」(「高額医療費請求」と呼ばれることもあります)とは何ですか?

医師や他の医療機関を受診すると、自己負担金、共同保険、免責額などの一定の費用を支払わなければならないことがあります。 また、加入している医療保険と提携していない医療機関を受診した場合は、追加費用がかかったり、請求額の全額支払いが必要になったりすることがあります。

「提携外」とは、サービスを提供するための医療保険との契約を結んでいない医療機関や施設を意味します。提携外の医療機関は、プランが負担する金額およびサービスの料金として請求される金額との差額を請求することがあります。これを「差額請求」と呼びます。この金額は、提携病院で同じサービスにかかる費用よりも高くなる場合が多く、プランの免責額や年間自己負担限度額にカウントされない場合もあります。

「高額医療費請求」とは、予想以上に高額な差額請求のことです。これは、救急医療を受けた場合や、提携している施設での診察を予定していたものの、予期せず提携外の医療機関による治療を受けた場合など、ケアに関与する機関を自分で決められない場合に発生する可能性があります。高額医療費請求は、処置やサービスによっては数千ドルにのぼることもあります。

以下の差額請求がなされることはありません。

救急医療

緊急を要する病状があり、提携外の医療機関や施設において救急医療ケアを受ける場合、プランの提携費用分担額(自己負担、共同保険、免責額など)が請求の上限となり、これらの救急医療の差額を請求されることはありません。救急医療の差額には、病状が安定した後に受けるサービスも含まれます。書面による同意により保護される権利を放棄しない限り、病状が安定した後のこれらのサービスに対する費用を請求されることはありません。

アリゾナ州、フロリダ州、アイオワ州、ミネソタ州、ウィスコンシン州の差額請求に関する法律については、以下をご参照ください。

提携している病院や外来外科センターにおける特定のサービス

提携している病院や外来外科センターでサービスを受ける場合でも、機関の特定の医療従事者が提携外の医療従事者である場合があります。このような場合、当該医療従事者が請求できる費用は、ご自身のプランの提携費用分担額を上限とします。これは、救急医療、麻酔科、放射線科、検査室、新生児科、外科助手、ホスピタリスト、または集中治療室の医師による医療サービスに適用されます。これらの医療従事者が差額を請求することはできません。また、差額請求からの保護を受ける権利を放棄するよう求めることもできません。提携しているこれらの施設で他の種類のサービスを受ける場合、あなたが書面による同意をし、保護を受ける権利を放棄しない限り、提携外の医療従事者は差額を請求できません。

差額請求から保護される権利を放棄する必要は<u>ありません</u>。また、提携外のケアを受ける必要もなく、ご自身のプランと提携している 医療機関や施設をご選択いただけます。

アリゾナ州、フロリダ州、アイオワ州、ミネソタ州、ウィスコンシン州の差額請求に関する法律については、以下をご参照ください。

差額請求が許可されていない場合は、次の保護措置も適用されます。

- ご負担いただくのはご自身の負担額(提携している医療機関や施設に支払われる自己負担金、共同保険、免責金額など)のみです。 提携外の医療機関や施設には医療保険により追加費用が支払われます。
- 一般的に医療保険は以下の条件を満たしている必要があります。
 - 事前に医療サービスの承認(「事前承認」とも呼ばれます)を得る必要のない救急サービスの費用の補償をしていること。
 - ・ 提携外の医療機関による救急サービス費用の補償をしていること。
 - あなたが医療機関や施設に支払うべき金額(費用負担)を、提携している医療機関や施設に支払う金額に基づき計算し、その金額を給付説明書に記載していること。
 - 救急サービスや提携外のサービスに支払われた金額が、提携している病院の免責額や年間自己負担限度額にカウントされていること。

Page 1 of 2 MC5815-57JArev0424

診察を受けた場所によっては、アリゾナ州、フロリダ州、アイオワ州、ミネソタ州、ウィスコンシン州の州法により、差額請求に対する保護措置が追加されることがありますが、これらの保護措置は州法の対象となる医療保険にのみ適用されます。州法の詳細については、以下をご参照ください。

- ・アリゾナ州の法律は、消費者紛争解決手続きに加え、提携している特定の救急サービスや救急でないサービスに対する差額請求からの保護措置を定めています。アリゾナ改正法§§ 20-3111-3119およびhttps://difi.az.gov/soonbdrをご参照ください。
- **フロリダ州**の法律は、提携外の特定の救急サービスや救急でないサービスに対する差額請求からの保護措置を定めています。 また、フロリダ州は、特定の紛争に対する消費者紛争解決手続きについて定めています。フロリダ州法 §§ <u>627.64194</u>、<u>641.3154</u>、<u>641.513</u> および<u>408.7057</u>をご参照ください。
- ・アイオワ州の法律は、提携していない救急サービスに対する差額請求からの保護を定めています。アイオワ法典§ <u>514C.16</u>をご参照ください。
- **ミネソタ州**の法律は、特定の救急サービスや救急でないサービスに対する差額請求からの保護を定めています。ミネソタ州 法 § 62K.11、620.55および 620.556 をご参照ください。
- ・ウィスコンシン州には現在、州法による差額請求からの保護措置はありません。

誤って請求されたと思われる場合:

連邦法の下でのご自身の権利の詳細については、メディケア&メディケイドサービスセンター (CMS) cms.gov/nosurprises/consumersをご覧ください。また、1-800-985-3059より高額医療費請求ヘルプデスクにご連絡いただくことも可能です。

適用される州法に基づくご自身の権利の詳細については、以下のWebサイトをご参照ください。

- アリゾナ州:https://difi.az.gov/soonbdr
- フロリダ州:https://www.floir.com/、https://myfloridacfo.com/Division/Consumers/
- アイオワ州: https://iid.iowa.gov/legal-resources/legal-information/no-surprises-act/no-surprises-act-consumer-information
- ミネソタ州:https://www.ag.state.mn.us/consumer/health/default.asp
- ウィスコンシン州: https://oci.wi.gov/Pages/Consumers/Health.aspx

Page 2 of 2 MC5815-57JArev0424